

7 高教福第 1369 号  
令和 7 年 12 月 12 日

各県立学校長 様

教 育 長

教職員の服務規律の確保と交通法規の遵守等について（依頼）

公務の適正な執行と交通法規の遵守については、これまでもたびたび注意喚起をしてきましたが、年末年始を迎えるに当たり、別添注意事項について、改めて所属教職員に対して周知・指導の徹底を図るとともに、綱紀の保持及び服務規律の確保について、さらなる引締めを図ってください。

特に、教育に携わる私たちは、子どもたちに遵法を教えるという重要な責務を負う立場にあり、より高い倫理性を保持し、その職務に全力を挙げるとともに、子どもたちの模範となる行動が強く求められています。

しかし、今年度においても、成人女性への不同意性交や覗き目的での住宅への侵入等により、公立学校の教職員が逮捕される事案が相次いで発生しています。

これまでに発生した不祥事の一つ一つを、今一度全ての教職員が厳しく受け止め、課題意識を共有し、教育に携わる者として、二度と不祥事は起こさないとの強い決意のもとに、法令等の厳正遵守に努め、県民の皆様の信頼と期待に応えていかなければなりません。休日等の勤務時間外を含めあらゆる場面で服務規律を遵守した行動を徹底してください。

また、令和 8 年 4 月 1 日からは道路交通法の改正により、自転車について交通反則通告制度が開始され、危険運転等の違反に対して、交通反則告知書、いわゆる青切符の交付による取締りが行われることとなっていますので、改めて交通ルール及びマナーの遵守を徹底してください。

併せて、職員一人一人が、自己の健康状態や勤務状況を見つめ直し、心身の健康管理を行うとともに、職場の職員相互での意思疎通を取ることができるよう管理職員が働き掛け、明るく風通しの良い職場づくりを進めてください。

【分類番号 02-03-9999】

7 高教福第 1369 号  
令和 7 年 12 月 12 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

教職員の服務規律の確保と交通法規の遵守等について（依頼）

公務の適正な執行と交通法規の遵守については、これまでもたびたび注意喚起をしてきましたが、年末年始を迎えるに当たり、別添注意事項について、改めて貴管内の学校長及び教職員に対して周知・指導の徹底を図るとともに、服務規律の確保について厳正を期していただきますようお願いいたします。

特に、教育に携わる私たちは、子どもたちに遵法の精神を教えるという重要な責務を負う立場にあり、より高い倫理性を保持し、その職務に全力を挙げるとともに、子どもたちの模範となる行動が強く求められています。

しかし、今年度に入っても、成人女性への不同意性交や覗き目的での住宅への侵入等により、公立学校の教職員が逮捕される事案が相次いで発生しています。

これまでに発生した不祥事の一つ一つを、今一度全ての教職員が厳しく受け止め、課題意識を共有し、教育に携わる者として、二度と不祥事は起こさないとの強い決意のもとに、法令等の厳正遵守に努め、県民の皆様の信頼と期待に応えていかなければなりません。休日等の勤務時間外を含めあらゆる場面で服務規律を遵守した行動を徹底してください。

また、令和 8 年 4 月 1 日からは道路交通法の改正により、自転車について交通反則通告制度が開始され、危険運転等の違反に対して、交通反則告知書、いわゆる青切符の交付による取締りが行われることとなっていますので、改めて交通ルール及びマナーの遵守を徹底してください。

併せて、職員一人一人が、自己の健康状態や勤務状況を見つめ直し、心身の健康管理を行うとともに、職場の職員相互での意思疎通を取ることができるよう管理職員が働き掛け、明るく風通しの良い職場づくりを進めるよう、ご指導ください。

## 注 意 事 項

### 1 教育公務員として節度ある行動をとること

- 教職員一人が行った行為でも、学校はもとより教育行政全体に対する県民の皆様  
の信頼を大きく損ない、不信感を募らせることになる。そのことを深く自覚し、  
私たち一人一人が教育に携わる者として、強い使命感と責任感を持って行動すること。
- 教職員は、高い倫理性を有することが求められており、県民の誤解や批判を受け  
ることのないように努め、信頼される学校づくりに取り組むこと。また、不祥事  
の防止に努めるとともに、服務規律の向上を図ること。

- ・ 高知県職員倫理条例の趣旨を踏まえ、公私のけじめをつけ、贈答品の授受、職務上の利害関係を有する団体、個人の間での自己の費用を負担しない会食や遊戯等は厳に慎むこと。
- ・ 健全な私生活の保持に努め、自己を厳しく律し、教育に携わる者としての社会的信用の保持に努めること。特に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント（マタハラ）及び虐待等、他者の人権を傷つける行為については、絶対に行わないこと。
- ・ 教職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条において、「法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定されていることを踏まえ、その職務に専念する義務を果たすこと。
- ・ 管理職員は、日頃から一人一人の職員に心を配り、その声に耳を傾け、また、積極的に声掛けを行うなど、職員との意思疎通を十分に図り、職員一人一人の健康状態や勤務状況を把握すること。そうすることによって、職員相互の信頼関係を確保した明るい職場づくりや、悩みや課題を抱えた職員が上司や職場の仲間に気軽に相談できる風通しの良い職場づくり、また、職場の目標や課題の解決に向けて職員全員が助け合い・支え合う職場づくりを一層推進すること。また、職員も、そういった職場づくりに積極的に参加すること。  
加えて、管理職員は、教職員一人一人が教育公務員としての責務を果たすにあたって、管理監督者として適正な指導監督を日頃より行うこと。特に校長は、「校務をつかさどり、所属職員を監督する」職務であることを理解し、ガバナンスが適正に機能した学校経営に取り組むこと。

### 2 交通安全の徹底について

- 日頃から、交通安全に関する職場研修を実施するなどの交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めること。無免許運転、飲酒運転（自転車含む）、スピード違反の交通三悪をはじめとする交通違反を行わないよう定期的に職場全体で意識共有すること。

- ・ 本年度は12月5日から同月14日まで及び来年1月8日から同月17日まで、「子供と高齢者の交通事故防止」、「飲酒・妨害・暴走運転の根絶」、「自転車等の安全利用の促進」

及び「歩行者の保護」を重点目標として「年末年始の交通安全運動」が実施される。特に、運動の重点事項の一つである「飲酒・妨害・暴走運転の根絶」に向け、交通違反をしないことはもとより、交通事故の防止につながる安全運転に十分に心がけること。

- ・ 高速運転は、重大事故につながる危険性が高い行為であり、一般道路・高速道路を問わず、制限速度を厳守し、安全運転に努めること。
- ・ 飲酒運転については、全国的に飲酒運転による交通事故が続発しており、その防止について所属職員に特に徹底を図り、飲酒運転の追放に万全を期すること。

また、自転車の酒気帯び運転についても自動車による酒気帯び運転と同様に罰則があること、職員の飲酒運転については、原則、懲戒免職により対応しており、自転車の場合も同様であることを職員に周知すること。

年末年始は飲酒の機会が多くなりがちであるため、飲酒することが想定される場合には、自家用車や自転車等の利用は絶対に避け、公共交通機関等を利用すること。

また、飲酒した場合、10数時間はアルコールの影響を受けるとも言われており、飲酒の当日及び翌日における運転についても、厳重に注意すること。

- ・ 飲酒運転と知りながら、酒を勧めたり、酌をしたり、車に同乗するなど、飲酒運転を容認、または放置する行為についても、ほう助犯として罰せられ、懲戒処分の対象となるので、酒を飲む場合、特に職員間で飲酒する場合には、お互いが声掛けをするなど、周囲が連帯意識を持って、飲酒運転の防止に取り組むこと。
- ・ 年末年始は交通が混雑し、あわただしさも加わるなど、交通事故の原因となる条件が重なるので、公私を問わず、自家用車等を利用する際には、常に県民の模範となる正しい運転を心がけ、交通事故の防止に努めるとともに、事故発生の場合は速やか、かつ誠実な対応をすること。
- ・ 自転車を利用する場合においても、信号無視、無灯火、傘差し、携帯電話等のながら運転、酒気帯び運転、通行が禁止された歩道や車道の右側通行など法令に違反する行為をしないこと。また、昨年4月から、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされ、昨年11月からは“ながらスマホ”についても、罰則が強化されており、留意すること。
- ・ 法令遵守に努めるべき教育公務員として、どのような行動をとるべきかを自覚し、正しい交通ルールとマナーを遵守すること。

### 3 個人情報、学校施設等の管理について

- 危機管理には日頃から十分注意し、個人情報の適正管理及び緊急時・災害時等の対応を話し合い、対応マニュアルを徹底するなど、校内での役割分担を決め、教職員全体の意思統一を図っておくこと。

- ・ 個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、学校における個人情報に関する書類及び電子媒体（特にUSBメモリやメモリーカード）の管理を厳格に行うこと。  
許可を得て個人情報に係る書類等を持ち出す場合には、常に自身が保持し、車内に放置するなど盗難の危険のある取扱いは、絶対に行わないこと。また、個人情報がインターネット上に流出することがないように、電子媒体での情報管理には特に注意すること。
- ・ 個人の責任において開設しているホームページやブログ等であっても、その掲載内容によっては、教育公務員としての守秘義務違反や信用失墜行為となる場合があることに十分留意するとともに、学校や同僚・児童生徒の個人が特定される情報等を掲載する場合に

は、必ず事前に学校長や本人、保護者から承諾を得るなど適切な手続を取ること。

- ・ 酒席の場等において、児童生徒やその家庭の情報等、職務上知り得た情報を話題にして、県民からの不信を招くことのないよう、守秘義務に留意すること。
- ・ 教職員と児童生徒等が第三者の目が届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくために、各学校において、執務環境の見直し等による密室状態の回避を図るとともに、盗撮防止のために、教室やトイレ、更衣室等の点検や、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくこと。
- ・ 教職員個人のスマートフォン等の私的端末で児童生徒等の撮影は原則行わないこと。
- ・ 機材等の確保などの関係で、やむを得ず私的端末で撮影する必要がある場合でも、各校の実情に応じたルール等を定め、厳格に取り扱うこと。
- ・ 年末年始の学校施設等の管理については、出入口等の施錠、重要書類及び公印の保管等に十分に注意し、火災や盗難の防止に万全を期すること。特に、学校内には、日頃から私的な現金や貴重品を置かないこと。
- ・ 年末年始を迎え、管理職員が旅行等により不在となる場合は、不在期間及び連絡先を明確にするなど、緊急時に迅速かつ適切に対応できる危機管理体制を整えること。

#### 4 政治的行為の制限について

○ 地方公務員の政治的活動の禁止や政治的行為の制限等を定めた地方公務員法・教育公務員特例法・公職選挙法等の関係法令の周知を図るとともに、政治的中立性を疑わしめる行為をすることのないよう適切に指導すること。

- ・ 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、国家公務員の例により、国家公務員法及び人事院規則で政治的行為の制限が適用されていること。
- ・ 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をし、又はその署名運動に協力するよう勧誘することは、人事院規則違反となること。
- ・ 特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参加し、又はその集金を援助することは、人事院規則違反となること。
- ・ 学校教育法に規定する校長及び教員が、学校の児童生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることは、公職選挙法違反となること。
- ・ 「教職員等の選挙運動の禁止等について」（平成26年11月27日付け26高教福第1004号高知県教育長通知）の内容について、さらに重ねて周知すること。

#### 5 その他

- ・ 年末年始の職員間の儀礼的なあいさつ等は自粛すること。
- ・ 冬季休業期間中の教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修については、県民の皆様の不信を招くことがないように、適正な運用に配慮すること。
- ・ 冬季休業期間中の部活動指導についても、児童生徒の安全と健康に十分配慮し適正な指導に努めること。特に、遠征や合宿中の飲酒は厳に慎むこと。
- ・ 通信端末機器を利用した教職員と児童生徒や保護者との私的なSNSや電子メール等を通じての直接的なやり取りは行わないこと。

生徒指導や部活動等に関して、やむを得ず児童生徒や各家庭等とSNSや電子メール等を通じてやり取りを行う場合には、事前に学校長に許可を得るとともに、児童生徒とのや

り取りの場合は保護者にも承諾を得ること。また、複数の教職員での対応を心がけること。さらに、やり取りの内容について、必ず学校長に報告を行うなど、各学校の実情に応じた適切な情報共有のシステムを構築すること。

- ・ 自家用車等に児童生徒を同乗させる際は、決められた手続を取ること。
- ・ 冬季休業期間中に営利企業等に新たに従事しようとするときは、決められた手続を事前に行うこと。
- ・ 「今、職場が変わるとき」（平成19年9月不祥事対策研究会のまとめ）、「信頼される学校づくりのために - 不祥事防止に向けて-」（令和6年10月）及び教職員不祥事根絶ポータルサイト等を活用するなどして、職員全員が教育に携わる者としての自覚と責任を再確認し、県民の皆様の模範となる態度と行動で年末年始を迎えるよう確固たる意識をもつこと。
- ・ 県税や市町村税等の租税公課等については、我々職員全員が、県民の皆様に納税をお願いする立場にあること、また、自らが教育に携わる者として児童生徒を含めた県民の模範となるべき立場にあることから、納期内納付を厳守すること。（滞納となった場合には、法にのっとり財産の差押えなど厳正な滞納処分が行われること。）